



・表示内容は指定申請時のものであり、現況と相違している場合があります。
 ・実際の幅員、延長が指定と異なる場合、復元等が必要となりますので、窓口でご相談下さい。
 ・指定区域の一部が廃止済の場合がありますので、ご注意ください。

L-26	L-27	L-28		
K-26	K-27	K-28	K-29	K-30
J-26	J-27	J-28	J-29	J-30
	I-27	I-28	I-29	I-30
	H-27	H-28	H-29	



左図は単に方眼北、真北、磁北相互の関係を表わし角度の数値とは必ずしも一致しない。又この値は国土地理院(1992年度)の資料によるものである。

行政区画



・表示内容は指定申請時のものであり、現況と相違している場合があります。
 ・実際の幅員、延長が指定と異なる場合、復元等が必要となりますので、窓口でご相談下さい。
 ・指定区域の一部が廃止済の場合がありますので、ご注意ください。

記号

	建物	△ 37.26	三角点
	水準点	□ 12.231	水準点
	精密基準点	◎ 12.23	精密基準点
	基準多角点	⊙ 12.23	基準多角点
	三等多角点	⊕ 12.23	三等多角点
	標石を有しない	・ 67.91	標石を有しない
	標高	・ 25.2	標高
	市設水準点	⊠ 12.562	市設水準点
	市設水準点	▽ B=34	市設水準点